



一斉地方選挙のときだからこそ 「安倍九条改憲 NO!」の声を

自民党は、統一地方選挙を九条に自衛隊を書き込む「安倍九条改憲」の足がかりにしようと企んでいます。統一地方選挙に向けた政策パンフレットで憲法改正の項目をたて「時代の転換期にある今、改めて国民世論を喚起し、新しい時代に即した憲法の改正に向けて、取り組みを更に強めます」と掲げました。

自民党は、昨年中に改憲案を国会に発議する計画でした。しかし、九条の会などの国民的運動と野党の反発にあって、その計画を断念せざるをえなくなりました。ここにきて、状況の立て直しに躍起になっているのです。

「新しい時代に即した」とは、「集団的自衛権の行使を容認した安保法制と、昨年未決定した防衛力の整備計画のもと一機百数十億円もする攻撃能力を持つ戦闘機を 150 機も具えんとする大軍拡計画に即した」ということに他なりません。

九条に自衛隊が明記されれば、「後から作った法は、前の法律に優先する」という法律の原則によって、戦力不保持を掲げる九条 2 項は死文化します。そして、これまで許されなかった自衛隊の海外での武力行使は、無制限な戦闘行為にまで拡大します。

ここに「安倍九条改憲」の危険性があるのです。しかし、有権者がこの危険性を政策パンフレットから推察することは難しいことです。候補者自身がこれを有権者に訴えることなどもあり得ません。このことは、自民党世田谷区議団が 4 月に発行したチラシを見れば明らかです。そこには改憲もなければ消費増税も一言もないのですから。海外で戦争する国へと日本を変貌させる狙いを隠し、有権者を愚弄する自民党の姿勢は許されるものではありません。

私たちは、自民党の動きに対抗するため、あらゆる場所で、あらゆる機会に九条改憲反対の声を上げ、「安倍九条改憲 NO!」全国 3000 万人署名を訴え成功させましょう。(代田 2 丁目・坂本 功)

憲法審査会の強行開催を許すな・国会の動き

通常国会では、1月の開会から 2019 年度予算の審議が主でしたが、3月末に参議院を通過しました。そのころから、自民・公明両党は、憲法審査会を開会しようと、いろいろと動きを強め始めました。

衆院憲法審査会の森会長(自民)は3月28日、4月3日、10日と幹事懇談会を開催しようとしてきました。前日に与党などを集めて準備会を開き、執拗に野党側の参加を促しています。野党側は、いまの国会でやるべきことが山積している中で拙速に開催する必要はない、ということで、開催に反対しています。

急いでいるのは安倍首相をはじめとする自民党だけ、というのが現状です。首相の意図を「付度」して自民党側は開催の強行を図ろうとしています。本来「行政府」の長である首相は、国会の審議にあれこれ口をはさむべきではないし、憲法 99 条に定める遵守義務にも違反しています。

今までの憲法審査会は、全会派の一致を求める、という方向で進行がなされてきたようです。しかし、昨年の臨時国会でも実質的な審議ができなかったうえ、今国会でも現在まで、一度も開かれていない現状に焦ってきた自民党側は、何としてもこの通常国会で、と開催を強行する危険性があります。



(代田 2 丁目・伊東 宏)

3.17 区民集会&パレード 約200名が参加

3月17日、世田谷区役所前の広場で開かれた「戦争させない！九条こわすな！世田谷連絡会」主催の集会に参加しました。区内のさまざまな団体から、約200名が参加しました。

その中で、2月の自民党大会で、安倍総裁が「残念ながら新規隊員募集に対して都道府県の6割以上が協力を拒否しているという悲しい実態」と述べたことに対しての、区職労の代表の発言に注目しました。安倍発言にはまず事実誤認があり、この発言には惑わされないことが大事と感じました。つまり、自衛隊の隊員募集の実務は、主として区市町村が行っており（世田谷区でも行っていますね）、実態として名簿閲覧などに応じている自治体は9割を超しているとのこと。根拠としている自衛隊法では、自治体には義務付けられてはいないけれども、このまま行くと、戦前の軍による自治体への強権の実態を再現しようとする意図があるのではという懸念を表明されました。戦前は兵隊の募集を各役場の職員が負わされ、住居に赤紙を配り歩いたと先輩から聞かされているとのこと。こんな時代に戻してはならないと、強く感じました。

集会の後、三軒茶屋まで、2台の宣伝車に先導されながら、コールを交えてパレードしました。今回は色とりどりの風船が参加者に配られたので、旗の先につけて元気よく歩きとおしました。



(代田2丁目・伊東 宏)

集会等の紹介

5月3日(金) 午前11時～

2019 平和といのちと人権を！5・3憲法集会 —許すな！安倍改憲発議—

メーンスピーカー：湯川れい子さん・元山仁士郎さん・高山佳奈子さん・永田浩三さん

場所：有明防災公園（東京臨海広域防災公園）

戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会

5月11日(土) 午後1時半～ 憲法記念日によせて

口演：「八法亭みややっこの憲法噺」

(弁護士：飯田美弥子さん)

会場：代田教会 礼拝堂

主催：代田・九条の会

資料代：500円



6月12日(水) 午後6時半～ 決起集会

講演：渡辺 治 さん（九条の会事務局・一橋大学名誉教授）

会場：なかのゼロ大ホール

主催：九条の会東京連絡会

参加費：999円

日本国憲法(抜粋)

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。

国の交戦権は、これを認めない。

お願い：ニュースの原稿を募集しています。400字位で、お近くの世話人までお寄せください。

また、活動費用に充てるためのカンパをお願いします。

～ 私たちが住み、暮らし、働いているまち 代田で、

「日本国憲法第9条」をまもり、活かす活動をすすめましょう～

+++ このニュースを、ぜひ、周りの人に広めてください。 +++